

別表第2（第25条、第29条関係）

（別表）日常生活用具一覧

種目	品目	基準額 (円)	支給対象障がい等						その他対象とする条件等		耐用年数	介護保険
			身体		知的		精神	難病	障がいの種類/等級	その他条件等		
			者	児	者	児						
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (訓練用ベッドを含む)	200,000	○	○					① 両下及び幹 肢体1、2級 ② 両上及び 両下肢1、2級	用具を必要とする方 (学齢児以上)	8	○
	特殊マット (じょくそうの防止、失禁等による汚染・損耗を防止できるもの)	19,600	○	○	○	○					4	○
	特殊尿器 (尿が自動的に吸引されるもの)	67,000	○	○							5	○
	入浴担架 (担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの)	82,400	○	○							5	
	体位変換器	15,000	○	○							5	○
	訓練いす	33,100		○							5	
	移動用リフト	159,000	○	○							天井走行型など住宅改造を伴うものを除く (学齢児以上)	4
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	○	○				○	下肢または体幹1、2、3級	入浴に介助が必要な方 (学齢児以上)	8	○
	便器 (ポータブルトイレ、ゴム製便器等)	5,400	○	○				○	両下肢または体幹1、2級	用具を必要とする方 (学齢児以上)	8	○
	頭部保護帽	12,160	○	○	○	○	○	○	—	平衡機能、下肢または体幹機能障害により頻繁に転倒する方	3	
	つえ(T字杖、棒状杖)	3,000	○	○				○	下肢	歩行時に補助が必要な方	3	
	移動・移乗支援用具 (簡易スロープ、ポータブルの手すり等)	60,000	○	○					①平衡 ②下肢または体幹1、2、3級	家庭内の移動等に介助が必要な方 (学齢児以上)※住宅改造を伴うものを除く	8	○
	特殊便器 (足踏みペダル式温水温風機能付き便座)	151,200	○	○					○	上肢1、2級	用具を必要とする方 (学齢児以上)	8

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 (携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能)	98,800	○	○					○	①音声 ②言語	発声、発語に障がいがある方(学齢児以上)	5	
	情報・通信支援用具 (パソコン周辺機器・アプリケーションソフト等)	100,000	○	○						①視覚 1、2級 ②上肢 1、2級	用具を必要とする方(学齢児以上)	6	
	点字ディスプレイ (文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの)	383,500	○							視覚 1、2級	用具を必要とする方	6	
	点字器	10,400	○	○						視覚	用具を必要とする方	5	
	点字タイプライター	63,100	○	○						視覚 1、2級	就労、就学している又は就労、就学が見込まれる方	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	85,000	○	○							用具を必要とする方(学齢児以上)	6	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	35,000	○	○							用具を必要とする方(学齢児以上)	6	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	○	○							用具を必要とする方(学齢児以上)	6	
	視覚障害者用音声・拡大読書器	198,000	○	○						視覚	音声又は拡大文字により文章等を理解することが可能になる方(学齢児以上)	8	
	視覚障害者用時計(音声式、触読式)	13,300	○							視覚 1、2級	用具を必要とする方	10	
	FAX機能付き電話機 (本体のみ)	40,000	○	○						①聴覚 ②言語 ③音声	用具を必要とする方(学齢児以上)	5	
	人工喉頭(笛式)	5,000	○	○						①音声 ②言語 ③その他	音声機能を喪失した者	4	
	人工喉頭(電動式)	70,100	○	○								5	
	人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	月額 12,000	○	○								—	
点字図書 年間6タイトル又は24巻を限度とします(辞書等一括して購入しなければならないものを除く)	—	○	○						視覚	情報の入手が点字による方	—		
排せつ管理 支援用具	ストマ用装具(蓄便袋)	月額 8,600	○	○						ぼうご直腸	用具を必要とする方	—	
	ストマ用装具(蓄尿袋)	月額 11,300	○	○								—	

	紙おむつほか衛生用品	月額 12,000	○	○					<p>ア 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な方で、自力移動、座位保持、意思疎通又は介助定時排泄が困難な方</p> <p>イ 二分脊椎による排尿又は排便機能障がいのある方</p> <p>ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方</p> <p>エ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿・排便機能障害のある方</p> <p>オ 治療による軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のため、ストマ用装具を装着できない方</p>	—		
	収尿器（男性用）	7,700	○	○				肢体 1、2 級	用具を必要とする方	1		
	収尿器（女性用）	8,500	○	○				肢体 1、2 級	用具を必要とする方	1		
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具（障がい児・者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの）	200,000	○	○				○	<p>① 下 肢 または 体 幹 1、2、3 級</p> <p>② ※ に 該 当 す る も の</p>	<p>※ 先天性の非進行性脳病変による運動機能障がいのある方（学齢児以上）</p>	1 回 限 り	○

(注) 1 支給対象障害等の欄の表記について

「身体」「者」・・・身体障がい者

「身体」「児」・・・身体障がい児

「知的」「者」・・・知的障がい者

「知的」「児」・・・知的障がい児

「精神」・・・精神障がい者

「難病」・・・難病患者等

- 2 支給対象障害者等の欄の「○」は、日常生活用具費の支給を受けることができる品目であることを示します。
- 3 介護保険欄の「○」は、介護保険制度で同様の品目に対する補助があることを示します。
- 4 支給要否決定に際し、主治医等の医学的見解の確認が必要な場合があります。